

もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型) 審査基準

市場開拓局食のみやこ推進課

1 目的

もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)の採択事業を決定するために必要な基準を定める。

2 審査方法

(1) 事前審査(書類審査)

食のみやこ鳥取県づくり支援交付金の目的、事業内容に照らし、事業要件に適合した事業であるかどうかについて応募書類による事前審査を行う。

(2) 本審査(ヒアリング審査)

もうかる6次化・農商工連携支援事業(スタートアップ型)の審査員は、応募者から事業計画の説明を受けた後、アの評価項目についてイの採点基準により採点し、ウにより採択事業を決定する。

ア 評価項目

	評価項目
運営・体制	現状分析と事業計画は適正か
	事業実施可能な体制か
	予算規模が適当で資金調達は可能か
	地域への波及効果が見込まれるか
投資効率・市場性	備品は加工品製造に不可欠なもので、規模は適正か
	投資に対して、大きな効果が得られるか
	顧客ニーズを把握し、先進性・成長性を有しているか
	商品の販売戦略は妥当か

イ 採点基準

評価区分及び点数

優れている：5、やや優れている：4、普通：3、やや劣る：2、劣る：1、非常に劣る：0

ウ 採択事業の決定の手順

ヒアリング後、審査員は審査表に、評価点と意見を記入する。

応募者ごとに、審査員の合計評価点の平均点を算出する。

合計評価点の平均点が20点未満の事業は自動的に不採択とする。

不採択を除いたものの中で、評点順に順位付けした上で、順位を参考に審査員が合議により総合的に判断し、採択事業を決定する。

決定区分	内容
採 択	事業執行を適当とするもの。 ただし、必要に応じて一定の条件等を付することが出来る。
不採択	事業執行が適当でないもの。